

# 定年退職・再雇用者にわかりやすく伝える 年金と公的保険の知識

- 日 時 2025 年 7 月 24 日 ( 木 ) 13 : 00 ~ 17 : 00
- 会 場 名古屋中小企業投資育成(株) 研修室
- 講 師 社会保険労務士法人名南経営 特定社会保険労務士 小浜ますみ 氏
- 対 象 者 総務・人事部門、年金・社会保険の実務担当者
- 持 ち 物 筆記用具
- 受 講 料

	投資先企業	投資先以外	
1名	5,500 円	11,000 円	消費税込み

## ● 研修のねらい

定年退職後には様々な手続きが必要となることから、定年前後の従業員に対しては年金や雇用保険・健康保険等について会社からの説明・助言が必要です。65歳までの継続雇用の定着や70歳までの雇用機会確保への動きを前提に説明の機会が増え、その質も問われます。ただ、60歳以降引続き働く場合の給与は老齢年金との調整があり、年金、雇用保険、健康保険等の多岐にわたる説明事項を正しく伝えるのは簡単ではなく、誤解を生じさせないように留意しなければなりません。

本セミナーでは、働きながら年金を受給することや退職後の健康保険の選択のコツなど、定年前後の従業員がよく感じる疑問や関心の高い事項について、事例を交えて解説いたします。

## ● カリキュラム

※カリキュラムは一部変更させていただく場合がございます。ご了承くださいませようお願いいたします。

### 1. 高年齢者にかかる近年、今後の法改正

- (1) 70歳までの就業機会確保措置
- (2) 被用者保険の適用拡大
- (3) 在職老齢年金の見直し
- (4) 受給開始時期の選択肢の拡大
- (5) 高年齢雇用継続給付金の引下げ

### 2. 60歳以上の従業員に伝えるべき内容とは

- (1) 60歳以降の働き方種別にみる手続き
- (2) 再雇用制度、年金、健康保険、雇用保険の説明のポイント

### 3. 60歳以上の従業員へ説明する

#### 「老齢年金と高年齢雇用継続給付のしくみ」

- (1) 老齢年金のしくみ
  - ① 老後の年金は何年かけなければいけないの？
  - ② 64歳までの年金と65歳からの年金は違う
  - ③ 64歳までの年金、男性と女性では支給開始年齢が違う
- (2) 働きながら年金をもらう在職老齢年金とは？
  - ① 在職老齢年金額の算出方法
  - ② 賞与の支払いがあると在職老齢年金額は変動する
- (3) 雇用保険の高年齢雇用継続給付とは？
- (4) 在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の併給のしくみ
- (5) 老齢年金の繰上げ制度とは？
- (6) よくある質問と回答例

### 4. 65歳以降も働き続ける場合の在職老齢年金

- (1) 65歳以降の在職老齢年金 計算例
- (2) 働き続ける場合は、年金を繰下げた方がお得？

### 5. 覚えておきたい定年退職後の手続きあれこれ

- (1) 定年退職後に加入する保険制度の種類
  - ① 我が国の医療保険・公的年金のしくみ
  - ② 引き続き再雇用または他社へ再就職する場合
  - ③ 定年退職後働かない場合
  - ④ 引き続き再雇用されるとき社会保険の特例
- (2) 年金を受給するときの手続き
  - ① 年金見込額と年金加入履歴の確認方法は？
  - ② 年金の請求手続きはいつ行うの？
- (3) 定年退職後の健康保険制度選択のコツ
  - ① 任意継続被保険者、国民健康保険被保険者、特例退職被保険者とは？
  - ② 保険料で損をしない選び方とは？
- (4) 定年退職後のハローワークの手続き
- (5) リタイア後に年金をもらう場合のコツ
- (6) よくある質問と回答例

### 6. 上手に伝えるための留意点

- (1) 定年退職後の働き方に応じて必要事項を伝える
- (2) チェックシート、各種資料を活用しよう

## 講 師 紹 介

社会保険労務士法人名南経営

特定社会保険労務士

オバマ  
小浜 ますみ 氏

大学卒業後、百貨店勤務ののち、舟木経営労務事務所等の勤務を経て現職。社会保険の手続、就業規則等の規程作成・整備を手掛けながら、労働基準監督署の是正勧告対応、メンタルヘルス対策、再雇用制度、女性社員の活用など複数多岐にわたる労務相談業務と労働諸法令のアドバイスを行い、日々顧問先企業の人事・労務のサポートをしている。豊富な実務経験を活かし、銀行系シンクタンク、各自治体、商工会議所等での労務セミナー講師としても活躍中。そのわかりやすい講義は人気が高く、リピーターが多い。

著書には「管理職・職場リーダーのための人事・労務Q&A」（共著 中央経済社）、「年金制度改正のポイント」（共著 新日本法規出版）、「出向・転籍・労働承継の実務」（共著 新日本法規出版）などがある。

●定員 30名（申し込み先着順・定員に達し次第締め切らせていただきます）

●申込締切日 2025年7月3日（木）

●お申し込み・キャンセルについて

- ①下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてご送付下さい。
- ②申し込み受付後、「受講証」と「請求書」をお送りしますので銀行振込にてお支払下さい。なお、開催日の1週間前になっても受講証が届かない場合は、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡下さい。
- ③申込締切日前でも定員を超える申込みがあった場合には、お断りさせていただくことがあります。
- ④申し込み人数が5名以下の場合、やむを得ず開催を中止させていただくことがあります。
- ⑤受講の取消しをされる場合は、開催日の前日より数えて3営業日前（土日・祝日、年末年始を除く）の午後5時までにご連絡下さい。それ以降のキャンセルに関しては受講料をご返金できませんので、ご了承下さい。

## お申し込み・お問い合わせ先

株式会社投資育成総合研究所 M&T研修会事務局（担当）原、世古

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号（名古屋中小企業投資育成株内）

TEL：052-581-9545 FAX：052-583-8501 E-mail：mandt@sbic-cj.co.jp

**必要事項をご記入の上、切りとらずA4のままFAXにてご送付下さい。**

株式会社投資育成総合研究所 M&T研修会事務局 宛

FAX 052-583-8501

<b>受講申込書</b>	定年退職・再雇用者にわかりやすく伝える 年金と公的保険の知識	2025 年 7 / 24	研修番号 16
貴社名			
住所	〒 -		
連絡担当者	氏名	所属名／役職名	Eメールアドレス（任意） <small>研修会ご案内のための登録が不要の場合は、<input type="checkbox"/>に<input checked="" type="checkbox"/>をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 研修会案内登録を希望しない</small>
	TEL	-	FAX
			-
受講者	所属名／役職名		氏名（フリガナ）

※ 申込書にご記入いただきました個人情報、研修参加者名簿として研修の運営及び講師の参考資料として使用するほか、関連するアフターサービス、セミナー案内に関する情報のお知らせのために利用致しますが、他の目的には利用致しません。